

国土審議会第三回首都圏整備分科会議事録

(平成13年11月9日開催)

国土交通省都市・地域整備局

国土審議会 第三回首都圏整備分科会 議事次第

日時：平成 13 年 11 月 9 日（金） 15:00～17:00

場所：グランドアーク半蔵門 光の間

1 開会

2 議事

(1) 工場・大学立地に関する学識経験者からの意見陳述

・東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 教授 原島 博 氏

・福井県立大学 経済学部 教授 加藤 秀雄 氏

(2) 地方公共団体からの意見陳述

・群馬県 企画部 地域整備課長 嶋 一哉 氏

・東京都 都市計画局 技監 勝田 三良 氏

(3) 工場立地の状況について

(4) その他

3 閉会

【 配付資料 】

資料 1 国土審議会首都圏整備分科会委員名簿

資料 2 原島博氏、加藤秀雄氏 プロフィール資料

資料 3 工場立地の状況について

出席者

国土審議会首都圏整備分科会委員

1 国会議員

石川 要三	衆議院議員
亀井 善之	衆議院議員

2 学識経験を有する者

安藝 哲郎	東急不動産(株)取締役会長
(代理 中村 元宣	取締役経営計企画統括部長)
草野 忠義	
(代理 加藤 裕治	日本労働組合総連合会副会長)
河野 栄子	(株)リクルート代表取締役社長
(竹原 敬二	住宅ディビジョンカンパニー 常務執行役員)
杉岡 浩	(財)道路サービス機構理事長
西村 正雄	(株)日本興業銀行取締役頭取
(代理 伊藤 薫	産業調査部長)
マリ・クリスティーン	異文化コミュニケーター
南 直哉	東京電力(株)取締役社長
(代理 吉越 洋	取締役兼建設部長)
宮本 春樹	空港施設(株)代表取締役社長
横島 庄治	市立大学高崎経済大学地域政策学部教授)

3 関係地方公共団体の長

小寺 弘之	首都圏整備促進協議会会長(群馬県知事)
(代理 福島 昇	群馬県企画部長)

国土交通省

澤井 英一	都市・地域整備局長
小峰 隆夫	国土計画局長
榎本 晶夫	大臣官房審議官
林 由紀夫	大臣官房審議官
清水 隆博	都市・地域整備局企画課長
山本 俊一	大臣官房参事官
与田 俊和	国土計画局大都市圏計画課長

開 会

清水企画課長 お待たせいたしました。国土審議会首都圏整備分科会の委員及び特別委員総数 19 名のうち、定足数である半数以上の御出席をいただきましたので、ただいまから国土審議会第 3 回首都圏整備分科会を開会いたします。

本日は、御多忙のところ首都圏整備分科会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと存じます。

議事の進行は、杉岡分科会長をお願いいたします。

議 事

(1) 工場・大学立地に関する学識経験者からの意見陳述

- ・東京大学大学院 情報学環・学際情報学府教授 原島 博氏
- ・福島県立大学 経済学部教授 加藤秀雄氏

杉岡分科会長 それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

本日は、「工業（場）等制限制度の今後のあり方」につきまして、工場及び大学の立地の観点から、学識経験者の方々及び関係地方公共団体の方から御意見を伺うことになっております。

まず、初めに学識経験者の方から御意見をお伺いすることにいたします。

事務局から学識経験者の方々の御紹介をいただきまして、その後に御意見を賜りたいと思います。

それでは、事務局からお願いします。

清水企画課長 それでは、本日、御意見をいただく学識経験者の方々の御紹介を簡単にさせていただきます。

東京大学大学院情報学環・学際情報学府 原島博教授でございます。原島教授は、御専門は映像メディア工学、感性コミュニケーションについてですが、最近、東京大学において、情報学の新しい全学横断的な教育研究組織である情報学環・学際情報学府の設置に御尽力されました。この新組織設置時の御経験から、工業等制限制度について、主に大学立

地に関し御意見を賜りたいと思います。

なお、原島教授におかれましては、本日、所用のため、本分科会には 15 時 30 分までの御臨席となります。

次に、福井県立大学経済学部 加藤秀雄教授でございます。加藤教授は、御専門は中小企業論についてですが、1977 年から、当時の東京都商工指導所において、企業経営の調査研究、地域工業活性化支援などに御尽力され、また、著書等においても、中小企業、地域産業振興のあり方についての論を展開されております。このようなお立場から、工業等制限制度について、主に工場立地に関し御意見を賜りたいと思います。

事務局からは以上でございます。

杉岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、原島教授から御意見を賜りたく、よろしく願いいたします。

原島教授 東京大学の原島でございます。座って話をさせていただきます。

お手元に 1 枚ものの要約といいますが、ハンドアウトがございます。それに基づいてお話をさせていただきますが、お手元の資料、実は 3 分の 2 ぐらいが自己紹介と、私が今属しております組織の紹介になっております。これは、ある意味では大学の現場からの意見陳述ということで、私自身が、今、どういう立場にあるかということを知っていただくということが重要かと思って書かせていただきました。

最初の自己紹介は簡単にさせていただきますが、私自身、実は 50 代の後半になっておりまして、大学でいろいろと、大学の中の改革にこき使われるようになりました。その中で最近したことは何かということをおし上げますと、実は、私はもともとは工学部の電気系学科、工学系の人間でございます。いわば、その親元の工学部で「21 世紀ビジョン、これからの工学部はどうあるべきか」というビジョンの取りまとめを行いまして、当時の工学部長の編という形で、昨年、東京大学出版会から「工学は何をめざすのか」というものを出版させていただきました。

と同時に、私の所属が「大学院情報学環」という聞きなれない言葉になっておりますが、その設立のお手伝いをさせていただいたということでございます。

その情報学環・学際情報学府でございますが、簡単に言ってしまうと、情報学についての横系組織でございます。従来から、横型の教育研究が重要だというふうに言われてきたわけですが、完全横系で、新しく大学の中に組織をつくってみようということでした。

しました。特に、東京大学は 120 年の歴史がありまして、本郷を中心に 120 年の、いわば縦型のしっかりした組織があるわけでございます。その縦系の組織があるならば、そこに横系を通すことによって新しい模様を織ってみようということで作りました。

それで、横系の方は時代とともに対応する形にした方がいいのではないかとということで、学の環という意味で「学環」という新しい名称を - - これは新造語でございます。あえて分類語は大学の組織の中で使わないと。従来の大学の組織は、すべて分類語でした。学部とか、研究科とか、何々系とかいう分類語だったんですか、環を大学の中につくろうということで作ったものでございます。

それで、環であるからには、それぞれの親元と密接な関係を持っていないといけないということで、教官の構成の中にありますが、3分の2の教官は、それぞれの学部にも属しながら、時限でこの組織に参加する。また、もとに戻って学際的な考え方というものをフィードバックするという立場でいたしました。それで、文系と理系が半々いて、芸術系の教官も入っております。また、全学的な協力の仕方は研究と教育では異なるだろうということで、研究組織と教育組織を分けて、学環というものと学際情報学府というものを2つ分離してつくったという、名前が2つついているのはそのためでございます。

これをつくりまして、実は、私どももある意味では驚いたんですが、学際情報学府は大学院組織ですが、入試をしまして、修士の1期生が平均年齢 30 歳になりました。普通ですと 22 歳です。22 歳のところが 30 歳になって、かつ、学際ということもあるのかもしれませんが、それぞれの個別分野の修士号を持っている人、既に修士号を持って、かつ修士に入ってくるという人が 50 人中 9 名いる、社会人が 40%いるというような組織になったわけでございます。

これは、ある程度は想像したんですが、実はこういうデータを見まして、私どもは、やはりこれからの大学はどうあるべきかということをしていろいろ考えさせられました。きょうは、その立場から工業等制限制度の話をしていただきたいと思います。基本的に、やはりこれからの大学というものを見たときに、象牙の塔、どこかにこもって、社会との関係を断ち切って研究・教育を行うというよりも、いろいろな意味での開かれた大学というものが望まれているのではないかとこのように考えております。

開かれたといえますのは、お手元の資料にありますように、交流のある大学、関係のある大学、いろいろ言い方はできると思いますが、そういう新しい大学の姿が求められている。それで、きょうは工業等制限制度の今後のあり方ということでございますが、結論を

先に申し上げますと、そういう新しい大学のあり方をサポートするような環境整備、場合によっては制限撤廃とということになるかもしれませんが、それを、やはり大学の立場からぜひお願いしたいということでございます。

新しい大学の形というのは、恐らく、大学人一人一人違ったイメージを持っているかと思いますが、私自身の経験から申し上げますと、開かれたということ、交流ということで言いますと、4つあり得るのではないかと考えております。

一つは、よく言われております国際的な交流。やはり、国際的に認められた大学でなければいけないということでございます。

それから、最近では、大学、特に工学部の教官は特許を取りなさいとか、研究したものを実用化、産業界に結びつけなさいということをよく言われておりまして、産業界との交流ということが非常に言われている。大学の中に、それをサポートするような組織をつくるという動きもございます。

実は、この国際的な交流と産業界との交流というのは、ある意味で一つの大きな動きになっておりまして、東京大学においても「国際産学共同研究センター」というセンターもつくられておりますが、それにあわせてこれからは、情報学環・学際情報学府にありますような、これからの複雑な社会の課題、あるいは環境の課題、地球の課題に対処していくためには学際的な交流をしっかりとしなければいけない。これが3番目の交流です。大学は、いろいろな分野の人がそこにいるわけですが、皆、ある意味では、今までは縦系だけではバラバラだったわけです。それを一緒に、横系を通すことによって、社会のいろいろな課題にこたえていくことが必要であろうということで学際的な交流でございます。

と同時に、第4番目ですが、大学の中で分野の違う人が一緒にするというだけではなくて、積極的に社会との交流ということをいろいろな形で図っていかなければいけない。工学部で社会と言うと産業界というイメージが強いわけですが、決して、産業界だけが社会ではないわけです。一般市民の方もいれば、いろいろな方がそこにおられる。そういう直接的な社会との交流を図っていかなければいけない。今まではどちらかというと、工学部的に言いますと、国際的な交流と産業界との交流が主だったわけですが、これからは学際的な交流、社会との交流ということが重要になってくるであろう。

実は、その立場でいろいろこの制限制度を見てもみますと、何か、横系で新しい組織をつくりたい、新しい大学院をつくりたい、あるいは新しい学部をつくりたい。大学院につきましても、制限が既に撤廃されておりますけれども、新しいことをやりたいという、や

は、そこにいろいろな制約が出てきたということでございます。

それで、横系というのは、やはり縦系が前提でございますが、縦系と横系が分離してしまつては意味を持たない。横型組織をつくつたとしても、それを別の場所につくつたのは新しい縦系ができるに過ぎないということで、縦系があるところでつくりたい。

と同時に、そういう学際的な場においては、実は、縦系が持っている一番基礎的な学部教育というものが非常に重要な財産として出てまいります。例えば、私は工学系の人間ですけれども、大学院に入って経済を勉強したいというときに、経済の大学院の講義は、正直言って受けないと思います。やはり学部の講義を聞きたい。ほかの分野のことは学部の講義を聞きたい。それが、ほかの分野の人たちに対する非常に重要な教育になるだろうということで、縦系と横系は地域的に分離できない、大学院だけを制限撤廃しても、余り意味がないのではないかとということで、やはり学部の方の制限撤廃もぜひお願いしたいということでございます。

と同時に、社会との交流ということで言いますと、大学は、もともとNGO、NPO、いわば政府から形の上では独立している。国立大学は国の一部かもしれませんが、一応、自由という意味で独立している。それから、直接的に商売をしているわけではないので、もともとNGO、NPO組織だったわけですが、そういう形での新しい社会とのかわり、社会に対して積極的に情報を発信していくというかわり方が要請されている。そのときに、やはり社会から隔離された形ではなくて、社会と直接交流のある場所に大学は置いておきたいということがございます。

最後に、先ほど修士の1期生が、平均年齢30歳、社会人40%であるということをお知らせしましたけれども、正直言って、今、いろいろな形で、一回外に出た方が、もう一度学びたがっているという印象を私は持っております。それに対して積極的にこたえていくのがこれからの大学の役割だろう。大学というと、どちらかというと高校卒の人の上という感じがありますけれども、これは、これからで言いますと、正直言って、少子化ということでだんだんウエートが下がってくるかもしれない。むしろ、社会に出てもう一度学びたい人 - - 大学に来て遊びたい人ではなくて、学びたい人に対してきちんとこたえていくということが、これからの大学の役割になっていく。そうすると、やはり、その学びたい人が学びやすいような立地条件等があるのではないかとということでございます。

この工業等の制限制度、恐らく、できたときはそれなりの意味があり、役割を果たしてきたのだと思いますが、その役割がなくなったから撤廃するというのを、むしろ前向きに、

これからの新しい大学を、今、大学は模索しております。その模索を支援するという意味での環境整備の一環として制限を撤廃していただければというふうに思っております。

以上でございます。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの原島先生の御意見に対しまして、余り時間がございませんけれども、委員の皆さんから、何か、御質問ございましたらお願いいたします。

どうぞ、クリスティーヌさん。

クリスティーヌ委員 先ほど、横系で結ぶという形の話がありましたけれども、例えばヨーロッパとかアメリカの大学ですと、自分が、いつでも横に行けるような仕組みになっているので、非常に、そういう点では自分の興味を持つところに入りやすい部分はあるんですが、日本の大学ですと、それができない理由というのは何なんでしょうか。

原島教授 基本的には、単位互換制度とか、そういう動きは幾つかございますが、やはり一つには受験制度があって、ある大学に入るために、かなり厳しい受験がある。そうすると、いろいろな形で、こちらに入っていないながら、事実上はこっちに入っているとか、そういう横道というのをたくさんつくと混乱を招くということがあって、なかなか横に動きにくいのではないかと、私は個人的に思っております。

それを補完する意味で、単位互換というものを今、いろいろ大学は試みているということでございます。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

何か、そのほかに御意見ございますでしょうか。

どうぞ、横島委員。

横島委員 多分、福井大学の加藤先生のお話と原島先生のお話は対立軸になるだろうという想定のもとで、お2人のお話が絡まないという時間問題を私が間で解決するのが役割かなと思って、あえてお尋ねをします。

私は、大学へ行ってからわずか6年で、マスコミのところですから、余り大学のことはわかりませんが、地方大学からみた風景として、今おっしゃる社会との交流、直接的な市民交流というのは、確かにわかるんですが、それは、ただ単に設置されている場所の問題だけなのかということで、地域と交流するということがなければ、直接的な先生のおっしゃる交流というのは、極めて見えない壁でじゃまされるはずですね。

私は私立大学出身ですが、都内のその場所で地域に育ててもらったという感覚は、四十

数年前でも全然なくて、何か、そこにぼこっとあった大学から、ただ卒業しただけという雰囲気です。ですから、東京大学が、東京都内のどこかの市民と交流できるという印象は、私の体験からいくと皆無なんです、場所だけの論理でそれが果たせるものかどうか。あるいは、そこに何かの要素をおつけになろうとしているような方向性があるのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

原島教授 私は、きょうはかなり意識的に、東京集中へということではなくて社会との関係が重要であると。それは地域においてもきちんと社会があって、そういうところと関係を持つことが重要であるということで、東京に集中させないではなくて、やはり、社会のニーズにあわせて大学の立地を考えていただきたいというのが趣旨でございます。

結果的に、人数比でいいますと、大学で改めて学びたいと思っている人の比率が大都市に多い。それで、制限されていると、そういう人たちへのサービスが非常にやりにくいということでございます。

杉岡分科会長 何か、そのほかにございますでしょうか。

原島先生、時間によりまして御退席されますので、この際、何か御質問がございましたらお願いします。

亀井委員 最近、東京はこういうことから、この間までもいろいろ意見があったと思いますけれども、八王子ですとか多摩の方、あるいは神奈川県に大学が進出していると。そういう中で、市の中に何大学かありますと交流の場ができてきつつあるというのが現在の傾向ではなかろうかと思うんですが、やはり、こうして大学が外に行きました。また、それをそういう面で育てていくということは、大変、私は必要なことではなかろうかと。

先ほどのお話のとおり、大学の壁というのはそれぞれ、入試の問題もありますから、大変難しいと思いますけれども、実際、私は厚木周辺にありますが、厚木にも7大学ぐらいありまして、まだ単位をお互いにとるということはやっておらんようです。多摩や八王子の方では、私立大学がいろいろやるということになっておるようですけれども、これはやはり、今のようなお話の中で育てていく必要があるのではなかろうか。しかし、なかなか壁の問題やら非常に難しい問題がって、どうしたらそれが育っていくものか、その辺のお考えがございましたらお聞かせいただきたいと思います。

原島教授 私、個人的なことで申し上げますと、ある大学の非常勤講師をしております。具体的には芸大ですけれども、こちらが出かけていくよりも、学生を連れてきちゃった方がおもしろいと。芸大の学生を、いわばオフキャンパスの授業という形で東大に連れてき

て、東大の学生と一緒に授業を受けさせるということを行いました。すごい効果、おもしろい効果が出ました。

むしろ交流というのは、先生同士の交流よりも、積極的に学生を動かすということで、トップダウンではなしに、ボトムアップをどんどんしてもいいんじゃないかという気が個人的にしております。どうもトップダウンというと、先ほどの入試制度の問題とか、何か、いろいろ制約があるんですが、事実上、学生を動かして、先生同士が結託して、来週の授業は、向こうの先生を呼ぶのではなしに学生が行くというようなやり方を繰り返していけば、随分変わるのではないかと考えております。

あくまでアイデアですけれども。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

そのほか、ございますでしょうか。

特にないようでございますので、原島先生、いろいろとどうもありがとうございました。

それでは、次に加藤教授から御意見を賜りたいと思います。

加藤教授 福井県立大学の加藤です。よろしくお願ひいたします。

本日は、私は大学の立場ということではなくて、製造業にかかわっておる人間としての立場から、工業等制限制度についての意見を述べさせていただきたいと思います。

本日の制度につきましての視点は2つございます。

一つは、産業的な側面から工業等制限制度がどういう意味を持つのか、これからどんな取り扱いをすればよいのかということについてお話ししていきたいと思います。

また、もう一つは現在の土地需要状況、特に首都圏の土地需要状況について、制限制度をもし撤廃するならば、その影響はどうあるのか、どういう影響があるかについてお話できればと思います。

実は、昨日も制限制度の対象地域であります東京は大田区の中小企業を午前、午後と回っておりました。そんなところの声も含めてお話できればと思います。

御承知のように、これまでの制限制度といいますのは工場の地方分散といいますか、その結果、工場が、ある意味で国内全域に広がっていった。日本全体が工業地域化していった一つの大きな要因ではなかったかなと。それを称して、成果として見るのか、評価として考えるのかどうかというのは別問題でございますけれども、ある意味で、地方におきましては、地域定住のある程度の実現がここで図られたのではないかと。さらには、機械産業の地方立地によって日本全体の工業化というのは、非常に多面的な工業集積を国内につく

り上げたという意味で評価することができるかと思えます。

しかしながら、その一方、大都市圏、特に制限地域の対象である東京の場合ですと、大規模工場が転出していく。その結果、残っておりるのは小・零細な規模の工場群になってしまふ。これはこれで、また違った小規模の企業の活動の場として非常に注目される地域、先ほど申し上げました東京の大田区ですと、さまざまな物づくり、ありとあらゆる物づくりができる拠点として発展してきたという経緯がございます。

そういう意味では、それぞれ国内を見渡してみますと、地方圏と大都市圏において、ある意味で地域間分業、大都市圏が開発にかかわるようなタイプの仕事、あるいは少ロット、数の少ないタイプの物づくり、それに対しまして、地方の場合には大規模工場を中心として量産タイプの物づくりをする。これは、国全体を見ますと、非常に競争力のある、それぞれがそれぞれの特徴を生かした物づくり基盤を形成してきたのではないかと考えております。

しかしながら、そうした競争力を持つ我が国の立地展開そのものが、プラザ合意以後と申しますか、さらにはバブル崩壊以後、もっと近々で申し上げますと、最近の中国の激しい追い上げ、その中で物づくりを考えてみますと、一体、日本の中で、そういった世界に対抗しての競争力をどう築き上げていくかといったときに、単純系の大都市は開発にかかわる仕事だよ、地方圏は量産タイプだという一元的な物づくり体制で、果たして日本の製造業の将来が展望できるのかどうか、この辺が、我々が今、最大直面しておる問題ではないかと考えております。

では、これから何が必要なのか。これからの国内産業、特に製造業の発展において何が重要であるかということをお私に常々考えております。

その中で、やはり、どれだけ個性的な事業展開を進める企業を生み出していくかということが大事ではないかと考えております。個性的な展開と申しますのは、先ほど申したように、どここの地域ではどういう役割だということでは決して生まれまいだろう。非常に、ある意味では常識にはとらわれない展開が期待されるのではないかと考えております。

したがって、大規模工場が多く転出してしまった大都市圏においては、小・零細な企業群、これはこれで、お互いが刺激し合い、新しい、多様な展開を生み出していくことになるのだらうと思えます。しかしながら、実は大規模工場、大企業なり中堅企業、そして小・零細、それぞれがバランスよく立地することによって、新たな産業基盤といえます

か、新たな産業創出というものが期待できるのではないかと考えております。

そういう意味では、この制限法というものは、そうした関係を築く上で一つの障害になってきたのではないかと考えております。評価すべき点と、これからの時代の産業展開を考えると、相反する結果が生まれまいかという懸念がございます。

二つ目の視点でございます。では、現在の土地利用状況からして、制限制度が、一体どのような問題を引き起こしているのだ、本当に問題があるのかどうかという点についてでございます。

そういう観点から、工場数の割合、何割が、それに対して制限を受けているのだというふうになりますと、99%以上が、全く制限法にかかわらず事業を進めております。そういう意味では、統計的な数字、圧倒的に何パーセントですよといったときには影響はないから、あってもなくても同じですという結論になるのではないかと思います。

しかしながら、東京の工場数、制限地域で申し上げますと6万を切っております。その1%と申しますと500程度でしょうか、そのあたりの工場 - - 500 といえますと、少し多過ぎるのかな。100とか200、そんなあたりが、実は、制限法の絡みで申し上げますと少し引っかかってくるのかなと考えております。

しかしながら、100、200 というふうに我々が推計するのは、果たして有効なのかどうかということが問題になるかと思えます。実は企業経営というのは、全体のうち何社あるから、この制限制度をどうするかということではなくて、先ほど、企業の経営活動、企業活動を自由に展開することが産業的に非常に重要だと申し上げました。その中で、実は大都市圏、さらには国内全域で製造業の企業規模が縮小傾向にある。縮小傾向にあるがゆえに、制限法のスペースの問題というものは、余り問題にならないだろうというふうに考えるわけですが、実は、先ほどの規模縮小傾向の中でも、その内部を見ても、規模拡大に踏み出している企業が1割とか2割あるわけです。全体としては縮小しているが、一部は拡大傾向にある、そのことが重要ではないかと考えております。

そうした企業が工場拡大を計画したときに、従来は、どうしても土地の価格、工業地域であっても、東京の場合ですと坪400万しておった。そのときには地方圏に大規模工場を構えるということがあったわけですが、それは一般的であろうかと思えます。ところが、現在ですと100万そこそこになっておる。その100万そこそこになっておるところで、企業の中には、大都市圏で工場スペースを拡大しながら新たな展開をしていく企業が生まれておるのではないかとこのように考えるのも、決して無理はないと私は思っ

おります。

企業の事業の展開、まさに、生産戦略を含めて多様であると思っております。そのあたりを重視した制度のあり方が考えられてもいいのではないかと。つまり、海外との厳しい競争を乗り越えていくためには、多様な事業展開を可能にする条件を国内に備えていくことが必要である。地方とか大都市というのではなくて、国内それぞれが持つ可能性というものを最大限生かしながら展開していくことが重要ではないかと思っております。

若干、補足的になりますけれども、実は、制限法撤廃によって市街地への影響が懸念される方もあるように聞いております。しかしながら、現実には、我が国の制度というのは非常に多層的になっておりまして、用途指定の中においては、住宅系の中では大規模な工場が入り込む余地はございません。せいぜい 50 平米以下の豆腐屋さんであるとか、そういったものも製造業でございますけれども、そういう食料品の関係が住宅系の地域に新たに進出することができるというような状況でございますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

もう一つ、どうしても制限法との絡みで申し上げておきたいのは、まさに私の個人的な見解になりますけれども、準工業地域というものがございます。この準工業地域というのは、遠い将来において、工業による土地利用が優越的になるべき地域ではないかと思っておりますけれども、現実には、建ぺい率・容積率との関係から、マンションの進出先として工業活動、ある意味で工場を追い出す地域としての性格を強めております。工業がどこで物をつくっていいのかということが非常に問題になるのではないかと思っております。

三つ目でございますけれども、制限制度の一つの目的であります都市過密の解消という点。これにつきましても、これまで工場あるいは大学等々がターゲットにされてきましたけれども、工場の場合ですと、かつての工場現場、製造現場というものと、現在の製造現場では全く様相が違ふ。かつての工場といえば、多くの人たちが労働集約的に物をつくっているというイメージがございますけれども、我が国の製造業の製造現場を見渡してみましても、それは自動化された、あるいは機械化された時代、そういった中での物づくりが圧倒的でございます。そういう意味では、スペースという制約の中で都市過密がこれ以上進んでいく、工場が立地することで進むということは、ほとんど考えられないのではないかとと思っております。

以上が、工場に携わる者として、製造業にかかわる者としての制限法制度撤廃をお願いするという立場からの意見でございます。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの加藤教授の御意見に対しまして、何か御質問がございましたらお願いします。

横島委員 私の加藤先生に対する予測がはずれておりまして、失礼いたしました。地方大学の支持論が出るのかと思っておりましたけれども……。それは結構です。

四全総における多極分散型という理念は、五全総での文言は変わっておりますけれども、多自然居住であるとか、あるいは大都市のリノベーション - - イノベーションと議事録にございましたが、リノベーションではないですか。多極分散型とか多自然居住、都市のリノベーション、あるいは地域連携交流というような住まい方、働き方、学び方にかかわる国土計画との兼ね合いは、どのように整合性を持つのか、この制限が撤廃されたときに。というところは、大前提としての理念で若干気になるんですが、先生は、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

加藤教授 国土の有効利用等々を含めて、都市過密を含めての国土のあり方といえますか、それと今回の工業等制限法とは、必ずしも相反するものではないと思っております。

それは、現実的な問題から申し上げますと、制限法にかかわる工場群、ここで一般的な数字で申し上げますと、首都圏ですと 500 平米という、ここを新たに拡大し、展開していくというのはほんのわずかである。そのわずかであることによって、必ずしも国土計画が異なった方向に進むとは考えておりません。

それよりも、産業的な自由度をいかに維持して、可能性を残していくかということの方が重要ではないかと考えております。

杉岡分科会長 あと、何かございますでしょうか。

どうぞ。

クリスティーヌ委員 ちょっと聞きたいんですけども、今回の制限法と、例えばほかに工業団地とか、いろいろな形での法律とか制限がある様ですが、どれだけのものとオーバーラップして、この制限というものはあるんですか。

加藤教授 工業等制限法につきましては、作業場面積の制限であるわけですね。

そのほかに工場三法というものがございまして、工場立地法だとかいろいろなものがありまして、緑地の割合であるとか、大規模な工場を展開するのは届け出しなければいけないというものもあるわけですけども、大規模な工場を立地させるという意味では、この制限法が大きな影響を及ぼしておると考えていいかと思えます。

ただし、建設基準法に、また別途、先ほど申し上げましたような住宅系の用途指定であるとか、準工業地域、あるいは工業地域、工業専用地域というものがあるわけですね。それぞれでどういう建物を建てるのが許可されるか、それ以外のものはだめだというものもございます。

考えてみますと、それぞれのところで、本来は土地利用の、地域、地域のあるべき将来方向というものが定められていくべきものであろうと思っております。したがって、制限法、例えば工業専用地域という、工場がここでやってもいいですよという専用地域におきまして、ある企業が転出した。その後、その土地に 500 平米以上の企業が入り込むことはできないという非常に矛盾した結果にもなり得るわけですね。

ただ、平成 11 年に、東京ですと埋立地工業専用地域がございますけれども、そこでは緩和されておりますので、かなり、その辺での制約というのはなくなったのかなと思っております。

クリスティーヌ委員 この制限法のエッセンスをくみ取って、どういうものとくっつけることによって、今までの制限法を生かせる方法はあると思いませんか。

例えばドッキングさせるとしたら、今ある制限法と、あとどういう法律と一緒にになって……。

加藤教授 あえて、くっつけるという御質問でございますので……。これまでの国土庁と建設省が国土交通省という形になりましたので、同じ省の中での問題になるかと思えますね。それをくっつけることによって、ある意味で土地のスペースの問題、東京では、準工業地域の中でも、第二種特別工業地区というのは 500 平米以下の作業場に制限している例もあります。それぞれの地域で土地利用をどう方向づけるかというのは、十分、その地域、地域によって展開することは可能ではないかと思っております。

杉岡分科会長 そのほかに、何かございますでしょうか。

宮本さん、どうぞ。

宮本委員 先生は福井大学ということですので、ちょっと地方のことを伺いたいんですけども、例えば福井のような繊維産業ですね。そういうところで今、工場の立地というのが - - 従前は、幾ら誘致してもなかなか立地しないという話は聞きましたけれども、むしろ別な側面、国際的な競争ということで、繊維産業なんかは、随分そういうことが起きていると思うんです。それで、地方の工場の立地というのは、だんだん少なくなっているとか、外へ出ているという実態があるという話も聞くわけですけども、現場におら

れて、そういうことの間覚はいかがでございますか。

加藤教授 まず、第1点の地方圏において工業誘致というのは、実は、各県さん含めて広大な工業団地開発をしております。しかも、最近、開発された多くは売れ残っております。これは、バブル崩壊以後、急速に地方立地というのが冷え込んできたという結果ではあります。

それと同時に、これまで地方圏に展開しておった単純な作業、単純繰り返しの組立作業といえますか、そういう工場の多くは東アジアに転出してしまっておる。そうなりますと、地方圏においても、地方経済をいかに活発化していくかということが重要になるわけですね。その場合に、従来型の単純生産ではだめだと。そのときに、地方圏においても、現在では開発を含めた、さらには少量から量産、ありとあらゆる領域で非常にバランスのとれた物づくりができるような体制づくりに今努めておるといふ状況なわけですね。そういう仕組みをとることによって、海外といかに競争していくかということが課題になっておるわけですね。

しかしながら、それもまた一つの、地方に立地する企業のあり方ではありますけれども、実は、企業のあり方というのはそれだけではない、さまざまな展開の仕方があるだろう。量産タイプの単純なものは海外へ行きますよということも、これは、もう少し考えてみますと、実は、国内でも量産タイプのものが生き残れる可能性は幾らでもあるわけですね。そこにはプラスアルファ、何か違う要件を付加することによって可能である。

そんなことを考えてみますと、先ほど来、私が申し上げておりますように、実は我々のような者が、こういうタイプだ、ああいうタイプだというふうにまとめるのは、多くの多様性というものを切り捨てていってしまったというわけですね。切り捨てられない部分が、実は大事だということを含めて、地方圏の生き残り、また大都市圏、ひいては日本全体の製造業、工業の振興というものを考えていくべきではないかと私は考えております。

宮本委員 今、非常に大事な話を伺ったと思うのですが、今までのように大都市圏で工場を制限して、地方に受け入れる態勢を整備して、全国を均衡発展しようという考え方では対処し切れなくなっている。大都市には大都市向きの新しい産業を育てていかなければならぬし、地方は地方で、大都市圏との競争というより、むしろ、そういうものを受け入れている東南アジアといえますか、そういうところに互して、いかにしてそういうものを引きつけていくかということについて新しい英知が要るということをおっしゃっておるわけですが、まさにそのとおりだと思いますので、そういう視点からの検討が非常

に大事だろうと思います。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

そのほか……。

加藤先生は、さらに、これから御審議にも加わっていただきますので、それでは、加藤教授に対する御意見及び御質問は、この程度で終わりたいと思います。

(2) 地方公共団体からの意見陳述

- ・群馬県企画部 地域整備課長 嶋 一哉氏
- ・東京都都市計画局 技監 勝田三良氏

杉岡分科会長 それでは、引き続きまして次の議事に移ります。

地方公共団体からの意見をこれからいただきたいと思っております。意見の陳述は、群馬県及び東京都からでございますが、このほかに、当分科会に対しまして、他の地方公共団体からも意見があるようでございます。

これをあわせまして、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

清水企画課長 10月29日に開催されました第2回分科会におきまして、第3回分科会の場で地方公共団体から意見陳述等をしていただく旨、御了承をいただいたところでございます。

これに基づきまして、まず意見陳述につきましては、事務局から、首都圏整備法に基づく既成市街地、近郊整備地帯、または都市開発区域の存する都県及び政令市に当分科会での陳述の希望を伺ったところ、群馬県及び東京都から希望がございましたので、本日、これをお願いするものであります。

事務局からは以上です。

杉岡分科会長 それでは、地方公共団体の御意見をお伺いします。

初めに、群馬県からお願いを申し上げます。

嶋地域整備課長 群馬県でございます。本日は、工場等制限制度の今後のあり方につきまして、このように意見を申し述べる機会を与您いただきましてありがとうございます。

まず、「工場等制限制度の今後のあり方について」でございますが、まず工場等制限制度は、基本的には制限区域内への工場等の立地を制限するものということで、その制定以来、本県等制限区域外の地域の発展に大きく寄与してきたものと考えております。

したがいまして、首都圏整備を進めていく、その実施のツールといたしまして、非常に大きな役割を果たしてきた制度ではないかと考えております。

今後のあり方につきましては、まず1点目といたしまして、東京都心部への一極依存構造でございますけれども、これは、依然として大きな問題として考えられているところでありまして、実際に、本審議会で御審議をいただきました「首都圏基本計画」、それから、首都圏基本計画で目標として掲げました「分散型ネットワーク構造の形成」というものを導き出す中でも、都心部への一極依存構造についての問題指摘というものはなされているものと考えております。具体的にも、先般、分散型ネットワーク構造の形成に向けた整備計画と事業計画につきまして御審議をいただいたところであるとと考えております。

次に2点目でございますが、この制度の見直しの背景になっております産業構造の変化、グローバル化でございますとか、あるいは人口構造の変化ということで、人口減少 - - 少子・高齢化ということでございますが - - この問題につきましては東京都心部だけの問題ではございませんで、我が国全体におきまして、物づくりの危機というような大きな問題を生んでいるものだと考えております。特に、戦後有数の工業県となりました群馬県におきましては、より深刻な問題であると受けとめているところでございます。つまり、東京都心部だけに影響を及ぼしているものではないのではないかということが2点目でございます。

続きまして3点目でございます。あえて申し上げますと、首都圏整備を推進していく上での実施のツールといたしましては、さまざまな制度を準備いただいているところでございますが、ほかの実施のためのツール、その中で、例えば地方債の利子補給制度がございまして、最近の低金利の状況では、なかなかインセンティブとして効いてこないということがございまして、税制上の特例措置、投資について、制限区域内から制限区域の外へ投資を移す場合につきましては、いわゆる歓送会方式ということで買換え買いかえ特例の制度が準備されているところでございますが、現実には22号買換えということで、長期保有土地から投資資産への買換え特例があって、歓送会方式の内から外への誘導効果がなかなか発揮されにくい状況になっているのではないかと考えております。

3点申し上げましたが、こういった状況の中で本制度の見直しが検討される場合には、冒頭申し上げましたけれども、この制度が、首都圏整備の実施のためのツールとして非常に大きな役割を果たしてきたこと、継続して制限区域外の地域の発展、それから、首都圏の均衡ある秩序ある発展に寄与してきたということに十分配慮をいただきたいと考えてお

ります。

結論といたしましては、本制度につきまして廃止を含めた抜本的な見直しが行われる場合には、首都圏全体のさらなる発展のために、制限区域外の地域におきまして、これにかわる代替的な施策の実施を検討していただくことが不可欠ではないかと考えているところでございますが、そういった新しい施策についての検討がなされないまま廃止されるということは、非常に遺憾であると考えておりまして、そういった新しい施策について検討がない場合には、本制度の維持というものを要望するものでございます。

次に、大きく2点目でございますが、関連をいたしまして、近郊整備地帯整備法の工業団地の造成事業についてでございます。首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律というものがございまして、この法律に基づきまして、都市開発区域に整備をいたしました工業団地というものは、製造業というものが都心部から移転してくる受け皿として整備をしまいったものでございます。その目的達成というのは、いまだに不十分な状況でございまして、工場等制限制度の規制について何らかの見直しを行う場合には都市開発区域 - - 群馬県はそうでございますが、せっかく整備をしまりました工業団地の分譲対象というものが、結果的に減少することになりますので、考えている目的達成というのが、さらに遠のくことになってしまうと考えております。

したがいまして、本制度の見直しを行う場合には、近郊地帯整備法に基づきます工業団地造成事業、その工業団地への立地対象業種というものも、製造業だけではなくて、他の業種に拡大をしていただきたいというふうに要望させていただきたいと考えております。

以上でございます。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの群馬県からの意見の陳述に対しまして、何か御意見がございましたらお願いします。

宮本委員、どうぞ。

宮本委員 今のお話を承っていますと、やはり今までの制度に従って、それぞれ地方公共団体としていろいろなことをやっているわけですね。それは効果をあらわしていることでもあるけれども、あらわしていない部分もあるということで、過去の遺産に対する十分な対策法なしに、そういう法律制度を廃止するということについては、今まで推進した立場からいろいろな問題が起こるということを言っておるのだと思いますけれども、まことにごもつともだと思えます。

ただ、現在、そういうものの存在理由があるかどうかという議論は別として、やはりそういうものを廃止するからには、今までいろいろ進めたことに対しての何らかの調整措置が必要だろうということはよく理解できると思います。

杉岡分科会長 横島委員、いかがですか。

横島委員 私は高崎市で、今は群馬県ですから、余り直接的にお話するのはあくどいかと思いますから一般論で申し上げますが、やはり影響はあると思うんですね。それは大転換ですから、首都圏中心部に対するてこ入れ、これは国策的に必要なものは必要として認めるとしても、その影響を受ける周辺部あるいは日本全国の、かつては新たな集中、あるいは新たな投資を誘導しようと、一時は国が策定した地域が逆転するようなことに対しての思いやりというのでしょうか、施策というのが必要だろうと。

今の群馬県のお話も、そういう趣旨を申したいらっしゃるようですが、例えばどういうことが必要なのかということまで踏み込まないと時間切れになってしまいますね。例えばの話、今、地方自治債の話がありましたけれども、ほかに何か、具体的な要求施策というのはないんでしょうか。全然、これはデグレズじゃございませんから、誤解のないようお願いいたします。全く初めて申し上げるわけですけども……。

嶋地域整備課長 まず一つとしましては、廃止を含めて検討していただく場合には、冒頭の意見でも申し上げましたが、受け皿として整備をしてきました工業団地について、製造業ということで縛りがございますので、その縛りについては、業種を広げるということで検討していただきたいというのが、工業団地を造成しまして分譲しております立場から切実なところでございます。

そのほか、首都圏整備を進めるツールといたしまして、地方拠点都市法、多極分散法を含めていろいろツールを用意していただいているところですが、その中のメニューでもなかなか - - 制定された当時と近年の情勢ですとか、新たに中心都市の問題が出てきたということで状況が変わっておりますので、そちらの方も、実際に制限区域内、既成市街地から外への誘導都市としてきくように検討していただければというのが要望といたしますか、考えでございます。

杉岡分科会長 ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

それでは、最後の総括の意見交換のときをお願いします。

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、東京都の方からお願いします。

勝田技監 東京都の都市計画局の勝田でございます。きょうは、こういう機会をいただきましてありがとうございます。以下、座って説明させていただきます。

今、先生方あるいは群馬県さんからもお話がありましたが、東京都といたしましては、現在、国際的な都市間競争が激しくなっている。あるいは経済、都市再生という喫緊の課題にすぐに取りかかっていかなければいけないという観点から考えまして、工業等制限法につきまして廃止をお願いするという立場で、以下、御説明をさせていただきます。

まず、実態と動向等につきまして御説明を申し上げます。

まず工場でございますけれども、東京都の工場の全体的な動向を申し上げますと、制限区域におきましては、製造業からサービス業への変遷によりまして、事業所数、従業者数も大幅に減少しております。対全国シェアも、同様減少している状況でございます。また、出荷額の対全国シェアも低下しているという状況にあるわけでございます。

工業等制限法は昭和 34 年に制定されまして、古い法律でございますが、ほぼ 40 年経過しておりますので、当然といえば当然でございますが、若干、具体的に数字を申し上げたいと思います。

工場数でございますが、全国ベースでは、1960 年が昭和 35 年・1960 年と平成 11 年・1999 年、ほぼ 40 年の経過でございますが、この数字を比較してお示ししたいと思います。

工場数につきましては、全国ベースでは約 23 万 8,000 ございます中で、1999 年では約 34 万 5,000 と 45% 増になっております。これに対しまして、東京都の方は大幅に減をしているわけでございますが、制限区域の中では、約 3 万 4,000 から 2 万 6,000 と 25% 減ということになります。これはピーク時が 1970 年・昭和 45 年でございますが、このピーク時には約 5 万 5,000 ございましたことから申し上げますと、53% の著しい減になっているという状況でございます。

次に従業者数でございますけれども、これも全国ベースでは、1960 年が約 761 万 6,000 人に対しまして、1999 年が約 937 万 8,000 人と 23% 増となっているのに対しまして、東京都の制限区域では、約 112 万 3,000 人に対しまして約 41 万 2,000 人と、ほぼ 3 分の 1 に減少しているということでございます。

出荷額の減少につきましても、1960 年から 1999 年に、全国ベースとして約 20 倍増加しているところでございますが、東京都の制限区域では約 5 倍にとどまっているというこ

と。

このように、東京都におきます製造業の事業所数と従業者数の大幅な減少から産業の空洞化が顕在化しつつございまして、また一方、工場が設備の近代化、合理化及び省力化されております現在、工場の立地は、制限区域の中の産業・人口の過度の集中をもたらす要因にはなっていないと考えております。

昨年の12月に東京都で、都内の工場または大学等の設置者に対しまして、工業等制限制度に関するアンケートを実施いたしましたが、この中でも、工業等制限法による規制によりまして作業場面積の新設及び増設の中止、あるいは断念、変更や規模の縮小等を余儀なくされたという回答が多くございました。

一例を御紹介させていただきますが、これは葛飾区の工場の例でございます。化学薬品製造工場をずっと営んでいた方でございますが、時代の先取りをするということから、IT関連材料、電子材料製造へと転換しようと計画したようでございますが、作業場の増設が必要なために計画を実現できないことから、工業等制限法の廃止を強く要求するというような御意見もございました。

また、地元の区役所の意見を一つ御紹介させていただきますが、大田区では、ここ15年間で3,000を超える工場が減少しているということから、都市型工業の再生を図る必要があるというような意見も聞いているところでございます。

申し上げるまでもございませぬけれども、製造業は日本の経済力の源泉でございまして、製造業が衰退していくということは、そのまま日本経済の衰退につながる危惧さもあるわけでございます。東京都も、現在では製造業の育成は重要課題と考えておりまして、工場の新設及び増設を厳しく制限しております工業等制限法は、その足かせになっているのではないかと認識しているところでございます。

次に、大学等につきまして申し上げたいと存じます。23区について申し上げますと、大学、短大の学校数、学生数の対全国シェアが大幅に減少しております。また、全国的に入学者数も減少している傾向、あるいは、今後ますます少子化が進行いたしまして、学生数が減少し続けることが見込まれているところでございます。人口の動態では、2010年をピークといたしまして、その後、人口が減っていくというふうに予測されているところでございます。

大学の方の具体的な数字を少し申し上げさせていただきます。23区内の大学、短期大学の学生数の全国比率は、これは1970年度・昭和45年と1995年度・平成7年の25年

間の比較でございますけれども、学生数が、全国比率が、1970年では37.4%でございましたが、1995年では15.9%で約6割低下という状況でございます。また学校数につきましても、全国比率は1970年度の17.2%に対しまして、1995年度には10.5%と約4割も低下しているということでございます。全国的にも、18歳人口が平成12年の151万人から、平成21年には120万人に減少すると見込まれておりまして、大学の進学率も、ここ数年、横ばい傾向でございます。したがって、大学等の新設及び増設が人口の過度の集中をもたらす要因には考えられないわけでございます。

国家的課題でございます都市再生を進めていく上で、今申し上げましたように、日本経済を支える製造業の維持・発展を図ることは急務でございます。そのためには、情報技術でございますITでありますとか、バイオテクノロジーなどの技術革新のスピードが著しい新規産業の創出や、大学と産業界との連携を図る必要がございます。こうした場合にも、この工業等制限法が阻害要因となっているのではないかと認識しているところでございます。

しかしながら、懸念材料もあるわけでございます。2つほど申し上げたいと思います。

一つは、工業等制限法の目的に都市環境の整備及び改善という点があるわけでございます。この点につきましては、国におきましても、環境・公害関連の法制度、あるいは都市計画法、建築基準法などが改正・整備されておりました、また東京都におきましても、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、環境確保条例と称しておりますが、こうしたものによりまして独自の取り組みを行っておりまして、工業等制限法が廃止されても対応できると考えております。

もう一つは、一極集中の問題でございます。東京は、適切な発展をすることが必要だろうというふうに考えておりますが、東京都は従来の東京一極集中ということを緩和させる意味で、7都県市の区域における「環状メガロポリス構造」ということを提唱してございます。これは東京区部をセンターコアといたしまして、千葉、埼玉、八王子、立川、多摩の拠点、それから、横浜、川崎といったコアを東西南北に配置をいたします。それらを結びます核都市の連携都市軸、それから、ウォーターフロントの都市軸といった骨太の骨格を称しまして「環状メガロポリス構造」というものを提起しているわけでございますが、3,300万人が住みます七都県市におけるでの連携による健全な発展を図っていこうとしているものでございます。こうしたことによりまして、懸念材料の問題が解決されていくのではないかと考えております。

このように、工業等制限法につきましては、法律制定以来 40 年が経過をいたしまして、当初、人口集中による諸課題を改善する上で大きな成果を上げてまいりました。東京は、その恩恵に非常に浴したわけございまして、その点は心から感謝しているところでございますが、しかし、現在となりますと、社会・経済状況がすっかり変わっております。その意味では、もはや産業・人口の過度の集中を防止するという法の目的を達成する手段としての工業等制限法は、その存在意義を既に失っているのではないかと考えているところでございます。

以上のようなことから、工業等制限法につきましては、そのあり方を諮問されておりますが、同法を廃止を強くお願いしたいと考えております。

なお、お手元に資料がありますでしょうか。11 月 2 日には、首都圏に工業等制限法によります制限区域を持ってあります東京、埼玉、神奈川、横浜市、川崎市の 5 都県市が連名で、国土交通大臣を初め国土審議会会長さんあてなどに同法の廃止の要望を行ったところでございます。

私からの話は以上でございます。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの東京都からの御意見に対しまして、皆様方からの御質疑、御意見をお伺いしたいと思います。

どうぞ。

石川委員 東京都の人口推移を……。

勝田技監 きょうは、ちょっと細かい数字を持ってこなかったんですが、今は、東京都区域としては 1,200 万人です、全体としては。それが 2010 年にピークになり、その後、漸減をしてまいりまして、25 年間に、おおよそ 2 割減ぐらいというふうに、トレンドでいきますと予測しております。今の趨勢でまいりますと、25 年間に 2 割程度の減になるのではないかと予測されておりますが、東京都としては、それだけですと都市が衰退されますので、いろいろな施策を講じまして、その 2 割減を、なるべく数パーセントの減にしたいというふうに構想しております。

石川委員 それは、これから先の 2025 年には 25%減になるだろうという推定ですね。その主な原因は何ですか。

勝田技監 非常に単純に、出生率が非常に少なくなっている。子供を産む女性が少なく

なっているということもございまして、少子化の傾向でございます。それが一番きいてい
るということでございます。

恐らく、社会増減につきましては、出たり入ったりいたしますので、そう大きな要因に
はならないのかなというふうに思っております。一番大きいのは出生率です。

澤井都市・地域整備局長 今回の御質問は、これからの人口の動きという御質問ではなか
ったんですか。今後の推計という御質問でしょうか。

石川委員 今後の推計です。

澤井都市・地域整備局長 それでよろしいんですか。わかりました。

杉岡分科会長 クリスティーナさん、どうぞ。

クリスティーナ委員 結局、この制限があることによって東京都が今困っているという
ところは、IT産業や、そちらの方を進めることができないということが現状の問題点に
なるわけですか。

今、渋谷とかその周辺というのはITバレーと言われて、東京のシリコンバレーと言わ
れているぐらいに、一時、すごい活発になっていた時期でも、その辺は制限地域ではない
んですか。

勝田技監 渋谷そのものは、全体として制限区域の中には入っておりますが、今、渋谷
でやっているITというのは、どちらかというソフト的なものでございまして、いわゆる
工場という形態ではないのかなと思っております。

それから、規模的にも500平方メートルを超える工場が規制の対象になりますので、
それ以下の規模のものであれば対象にならないということです。

したがって、渋谷などの場合には、業態として、恐らく対象にならないのではないかと
思いますけれども、そのほかに、東京には500平方メートル以下の小さい工場というの
は、実はたくさんございます。しかし、大きい工場もございますので、いずれにしても、
こういう時代といたしましては、東京ひとり勝ちという意味でなくて、東京が元気になる
ことが日本が元気になるということの先頭を切るべきではないかという認識から、この制
限を撤廃していただきまして、工業の面でも活性化していきたいと考えております。

クリスティーナ委員 先ほど、群馬県のお話もいろいろ伺った中で、結局、東京都がす
べてのおいしいものを食べてしまうという状況になりますね。文化面からしても拠点にな
って、今度、産業も引っ張ってくるということになりますと、東京や大都市以外のところ
の人たちは、もう生活はあきらめて、むしろ都内に入ってきた方がいいというふうにと

しても聞こえてしまうんですけども、今の日本の中の、例えば東京や、今、赤坂の方に移っているITブームというの、ある意味では、そういう小さな文化の交流の中で生まれてくる新たな産業というのがたくさんあると思うんですね。それを、あえて大きな工場を東京都の中に引っ張ってこなくてはならない理由というのが - - それは、地域によって撤廃する必要のあるところと、必要でない地域というのがあると思うんですけども、そういう視点からすると、東京都は、すべてこの中でやりたいという要望になるのでしょうか。

勝田技監 大変、ひとりよがりの独善的な東京都ということでは、決してございませんで、先ほど申し上げましたように、七都県市においては3,300万人が住んでおりまして、千葉県にお住まいを持ちながら東京都で働く、またその逆というようなことで融合しておりますので、そうしたものが - - これまでは、どちらかというと東京都は東京都エリアでいろいろ物を考える、千葉県は千葉県の範囲だけで物を考えるということでした。それで済んでいた時代はよろしいわけですが、今はアジアの大都市が非常に、いろいろな意味で競争力をつけておりまして、このままでは日本そのものが負けてしまうということがありますので、地域の競争というものももちろん大事ではありますが、まずは、そうしたものに対する競争力を強化する必要があるのではないかとことから、市場原理といたしまして、いろいろ諸条件によって、土地の安い周辺県の方がやりやすい仕事もあろうかと思えます。

そういったことも含めまして、自由度をなるべく広げていくことがいいのではないかと意味では、この制限がなくなりまして、そうした自由度が広がっていくということは悪いことではないのではないかと。

それから、それが余り、また行き過ぎるようであれば、全体の都県の連携ということを図りながら、バランスをとるということは当然必要だというふうには考えますが、当面、自由度を広げるという意味で、この廃止は、大変意義があることではないかと考えております。

クリスティーヌ委員 例えば、ニューヨークみたいな大都市と、東京は自分たちを比較するという部分があると思うんですけども、ニューヨークの中には、大きな工場というのはないわけですね。むしろ、そういう意味では制限はかなりされている、ほかの法律で制限されている部分がありますので。ですけども、ニューヨークの市内でなくてはいけない産業というのはたくさんあるわけです。特に洋服メーカーや、金を細工など数々の小

さな工場がたくさんあって、それで大都市というのがちゃんと成り立っているわけですね。なおかつ、文化拠点として大都市が存在する中で、郊外に住まわれる方は、外に大きな工場がある中で、どうしても都会に来ないと味わえないカルチャーというものもあると思うんです。

ですから、そういう意味でのバランスをとられているわけなので、撤廃されることによって大工場が来るといことの問題の一つには、例えば、アメリカのフロリダ州にオーランドという都市があるんですが、そのマーティンロッキード社が、今、話題になっていますトマホークミサイルをつくっている工場をオーランド国際通りの中につくったわけです。以前は郊外だったところにどんどん都市が発展して、ホテルの後ろに爆弾を抱えているような感じで、地域の住民たちが、こんな大きな工場をここに置いておくべきかどうかと。そこは、こういう制限区域みたいな法律がその地域にできる前につくられてしまったものなので、そういう点での安全性というものがあるわけです。

ですから、その制限がなくなって、東京都にどんな工場を誘致してもよくなってしまふということになると、住民があんいどんな工場でも作られるとこまるのです。

勝田技監 的確なお答えにならないと思いますが、一つは、東京とニューヨークでは、工場ができてい歴史的な沿革みたいなものが大分違うように認識しております。東京は、実は非常に海沿いのところに工場がたくさんございまして、東京の発展は、まさに工業で発展したと言ってもいい町でございます。

そういう意味で、工業等制限法によりまして一極に人口が大変集中をいたしまして、いろいろな都市問題が出たということでこの制度ができて、一定の成果は上がったわけでございますけれども、そういう沿革があるものですから、その時代、時代の先端的な技術というのは継承されておりました、今は、非常に規模は小さいのですが、大変、技術的にすぐれた小さい工場がたくさんございます。こういったものは、東京あるいは首都圏全体の財産ではないかと思っておりますので、これを生かしていく必要はあるのかなと思っております。

それからもう一つ、大工場が戻ってくるのではないかというお話でございますが、東京区部では、先ほど加藤先生からお話がありましたが、用途地域というものがございまして、約9%程度が工業系の用途でございます。その9%の用途地域は、概して、大体海沿いか大河川の沿岸あたりでございますけれども、ごらんになっていただくとわかるように、それらは既にマンション化しておりましたり、いろいろな跡地利用を大多数がしております。

して、もはや大きい工場が東京へどんと戻ってくる、生産系、メーカー系の工場が戻ってくるという余地は、ほとんどないかなと考えております。

杉岡分科会長 草野委員、どうぞ。

草野委員（代理） 代理でございますので、若干、この場ですべき質問とポイントがずれるかもしれませんが、その辺は御容赦をいただきたいと思います。せっかく、東京都の都市計画局の方から来られておりますので。

今の御趣旨は理解をいたしますけれども、一方で、東京都はディーゼル車ノー作戦とか、そういうものもやっておられるということで、これは、考えようによっては大きな規模の、ロジスティック面で物流が中に入ってくることは、逆に言うといけないということになると思うのですが、そういうこととの兼ね合いというのはどういうふうに整理をされておられるのかお聞きしたいと思います。

勝田技監 長期的な将来系といたしましては、先ほど申し上げました「環状メガロポリス構造」を着実に整備をいたしまして、例えば今、いろいろな意味で議論になっております三環状の高速の道路ですね。ああいったものが整備されるということになりますれば、例えば圏央道と放射線の中央道とか、東北道とか、常磐道とかございますが、ああいった結節点あたりに流通の拠点を設けるということで、大型車はそこで大体降りていただいて、それ以降は小型の車なり電車で都内の方に入ってくるというようなことにすれば、渋滞もなくなりますし、環境面でも大変寄与するのではないかと考えております。しかし、これは一朝一夕にできる話ではないわけございまして、そういう意味で、ディーゼル車を、ソフト的な対応として、ある意味でペナルティといいますか、そういったものを課すということで排除していこうということを展開しております。

これは、先ほど申し上げました環境の確保条例も然りでございますし、それから、不正軽油の抜き取り検査などもそうでございますし、いろいろな側面で、少しずつ、少しずつということでもありますけれども、効果のほどは、抜本的に変わるということでは、必ずしもないと思いますが、それによる世論の形成とか、そういう部分が大変貴重なのではないかと。そういうことによりまして、使っていただく方、あるいは一般都民の方々の意識が非常に高まっていただくということが大事なのではないかと考えております。そういう意味で、少しずついろいろな施策を、今はいろいろな方向から講じていくということを考えております。

草野委員（代理） ちょっと、私の質問の仕方が悪かったかもしれないので……。

規模を大きくするというか、工場が大きくなるということと、それから、出て行きにくくするという効果があると思うんですね、制限法をなくせば。そのときに物流面が問題になるでしょう。そうしますと、恐らくトラックなんかは、工場の種類にもよりますが、必要になると考えますと、その辺がどういうふうに整理をされるのかということですよ。

勝田技監 東京の工業そのものが、いわゆるメーカー系のものというのは、余り進出しがないのではないかと。現状を見ましても、情報系でありますとか、IT系ということが大きいものですから、そういう意味で、物がたくさん運ばれるという工業そのものは余りないのかなと考えております。

ただ、日常の生活用品などは、どうしても運ぶ必要がございます。それについては、一つは車でございまして、先ほど申し上げたような施策を講じていこうということでございます。そのほかには航空便ですね。それから、船便とあるわけでございます、それらについても、新聞紙上でいろいろ出ているかと思いますが、羽田の滑走路をもう一つ新設するとか、東京港そのものの機能をもう少し強化していこう、物流としての強化をしていこうというようなことを施策として考えておりまして、そういったものを織り交ぜて、有機的にそれが機能するような都市構造にしていこうというふうに考えているところでございます。

ちょっと、お答えになったかどうかわかりませんが……。

杉岡分科会長 石川委員、どうぞ。

石川委員 ちょっと愚問ですけども、今、いろいろとお話を聞いて、特に数字を上げて、こういう減少をしてきたと。これは大変な数字ですね。こういうことは、簡単に言うと、いわゆる昭和 34 年に、あの工場等の禁止の法律ができてから、工場がどこかに移転したり、大学が移転したりというふうになったという理解でいいわけですね。

勝田技監 そうでございます。

石川委員 そうすると、もしこれを撤廃したら、もう一度、そういうものが帰ってくるだろうと思っているわけですか。

勝田技監 大きい工場というのは、恐らく、戻る物理的条件が余りないのではないかと考えています。というのは、用地そのものが、既に大きいところはございませんし、小さい用地をたくさん買って統合するということは、東京の場合には、まず不可能なほど困難だと思います。したがって、大きい工場そのものをどんとつくる余地というのは、ほとんどないか、限られているのではないかと考えています。

したがって、この工業等制限法が撤廃されたとしても、そのまま昔のような時代に
戻って、また渋滞が発生したり、公害が発生したりというような心配は、まずあり得ない
と考えております。

石川委員 大学はどうか。

勝田技監 大学につきましては、実はいろいろな御意見を、散発的にですが、聞いてお
ります。これは工業等制限法の効果だと思いますが、東京でも多摩地域に 80 ほど大学が
出ておりまして、それは、それなりに地域で非常に根づいております。

ただ、大学とはいえ、やはり教育の条件は非常に競争が出てきているとか、地の利みた
いなものは無視できないということがございまして、こちらの方については、若干、リタ
ーンというものもあり得るのかなとは考えております。しかしながら、こちら辺について
は文部省の許可にかかわるというふうに聞いておりますので、そちらの方で配分はやって
いただけるものと考えております。

石川委員 必ずしも、全部がリターンするというふうには考えられない面もあるけれど
も、今の制限法が非常にタブーになっているということでもいいですね。

勝田技監 はい。

石川委員 それで、大学なんていうのは、もちろんロケーションも必要でしょうけれど
も、私は環境というものも非常に必要だと思うんですね。そういう意味では、出ていった
ものは、大体、多摩地区にありますね。本当に、私の近くにもすばらしい大学ができて、
余り高くない山の丘陵にあるというのは理想的な環境じゃないか。これをまた都内に持つ
てくるというのはどういうものかなと、僕は、ちょっと理解ができないんです。

しかし、いずれにしましても、この工業等制限法というのは 34 年にできたのだから、
42 年たって、この法律がまだあるということ自体の方が、むしろおかしいなという感じ
がしますので、あえて質問したわけです。

ですから、これがあるために、今後、今言った新しい産業が、小さい規模ながらも連携
してできるような、そういう生活と密着した製造、物づくりの工場の妨げになるという理
解でいいわけですね。

勝田技監 そのとおりでございます。

クリスティーヌ委員 ごめんなさい。水を差すようで申しわけないんですけども、私、
広尾に事務所がありまして、私の事務所とウェスティンホテルの間に新幹線のボトムをつ
くっている溶接工場があるんですね。恵比寿の駅とウェスティンホテルと西麻布との真ん

中のところにそういう工場があって、その周辺が今、歯抜け現象というんですか、地上げ屋さんがいろいろなところを買ってはあるんですけども、買い切れてないものですから、これが撤廃されたときに、その新幹線のボトムをつくっている会社ももっと大きくして、そこでもって溶接しようとしたら、かなり住民の周辺の環境にとってよくないことにもなるわけですね。

それで、東京都のゾーニングに対する規制というのが、非常に緩やかな部分がありまして、何かしようと思うとできてしまうところの中に、こういう法律があることによって、むしろ住民が守られていると思うんです。ですから、これがなくなってしまうときに、ゾーニングをもっと、本当に厳しくそれを強制することができるのかどうかということがあると思うんですけども、そのバランスが崩れてしまうのではないかなという感じがします。

勝田技監 個々の事柄一つずつにきめ細かく諸制度で対応するというのは、なかなか難しく、現実には、もしそういうことが起こりましたらば、例えば地元の区役所が間に立ちまして、地元の方々とその工場の方々と話をして、協議・調整をするというのが一般的でございます。

広尾とか白金というのは、大変、都心の一等地でございますが、従来は、実はあそこら辺は家内工業がたくさんあったところでございますが、それらが転出して、少しずつ工業が狭まっているという場所柄でございます。今、御指摘の場所がそうかどうかはわかりませんが、地域としてはそういう場所でございますが、一つは、こういう工場が拡張することについて、ああいう場所で地代とか、そういったものを投影されて、果たして高コストの製造が可能かどうかということが大きな要因になるのではないかと考えます。

いずれにしましても、もしそういうことが起こり得るということであれば、なるべく早い時期に、ちょっとフランクな話し合いができるような措置をとった方がよしいのかなと思っております。恐らく、これは制度そのもので全部カバーするようなものにはなり得ないのではないかと考えます。

クリスティーヌ委員 ということは、これがもし撤廃された場合に、東京都が - - 大都市はどこでもそうですけれども - - 新たにそういう規制とか、またはゾーニングの規制をちゃんと行えるかどうかということが問題だと思うんですね。

その周辺というのは、バブルのときは 500 万ぐらいの坪単価だったのが、今、その工場があるところは、大体 100 万とか 200 万に落ちているわけですよ。ですから、拡大し

ように思えば、今は買いどきですから、出損なった企業というか工場は、ある意味では戻る可能性ができてきているチャンスでもあると思うんです。

これ以上また土地が上がるということは、この10年、可能性があるかどうかということもあるので、そうすると、逆に新たな問題がそこでまた生まれるのではないかという懸念を私は、お話を聞いているとあるんですけども……。

勝田技監 申しわけございません。もう一つ、冒頭、御説明の中で申し上げたのですが、東京都が新たに制度として条例をつくっております、それは、詰めて「環境確保条例」というふうに言っておりますけれども、そうした中では、工場をつくる場合に知事が許可をすることになります。そういう議論の中でも、今のようなお話も受けとめることができるのではないかと。あるいは、騒音などを出すようなことであれば騒音規制法によります制限として、これもまたチェックをすることができるかと、幾つか、そういうルールはありますし、この工業等制限法そのものは、かなり大規模なものを想定しておりますので、今おっしゃったようなきめ細かい問題については、むしろ、こういう条例などで対応するというのが適当ではないかと思えますし、その一定の対応は可能でございます。

横島委員 昨日、たまたま横浜で首都圏サミットがありまして、7都県市の討論のコーディネーションをしたんですが、やはり一言で言えば、全国全体に来ている不況を首都圏も一緒に立ち上がりたいから、首都圏を元気づける方法は何なのかという点に、極論すれば、全部一致しているわけです。

ですから、東京都がひとり勝ちとはおっしゃらなかったけれども、結果的には、首都圏も景気はよくなりたいたいという趣旨があることは事実ですから、そのことと、それ以外の地域との整合性をとるとということについては、国は責任を持たなければいけないと思うんです。

たまたま勝田さんはお座りだけでも、ここから先は国に質問です。ここが私のきょうの論旨ですが、国全体が不況で、どこも大学が欲しい、どこも産業を誘致したいという中で、首都圏を、ある種の呼び戻し特例で、いわば特例扱いすることに結果的になるということとは否めないんですね。来るか来ないかはわかりませんよ。制度上、法律を廃止することとは呼び戻し法をつくることと、ほとんどイコールなんです、ねらいとしては。私は、そのことは時代的要請として、大枠としてよく理解しておりますし、そのことは否定しませんけれども、もしそうだとすれば、それ以外の地域に対する説明責任を果たすべきだというのが論旨です。

それで、その説明責任の第1は、計画局長に伺いたいんですけども、さっき、ちょっと私が頭出しをしておきました、五全総と言ってはいけないんですが、新しい「全国総合開発計画」の全体的な趣旨との整合性があるのかどうか。ないとすれば、どうつけるのかということについての説明責任が1点。

もう一つは、中心市街地活性化法というのが非常に苦しんでいるわけですが、これに対して、地方中心都市に決定的なダメージを与えるかどうかについての予測と説明責任が2点目。

もう一つは、改正都市計画法との兼ね合いで言いますとわからないではないんです。それは改正都市計画法が、今、マリさんが心配されたようなところは幾つか措置をして、そうならないような形の制度を組み込んでいますから、希望的に観測するならば何とかなりそうだという、そのところはわかるんですが、もう一つの問題は、首都機能移転との関係で、東京都は首都機能移転に反対なさっている。しかし、その裏で、あれもはずさない、これもはずさないと言いながら、なおかつ大学も産業もよこせとおっしゃっているわけですから、そうならば、首都機能移転の精神をどのように位置づけるかということについて法律解釈を説明するのも、私は、旧国土庁、国土交通省に説明責任があるのではないか。

これは、きちっと成立するならば結構です。法律改正、廃止は結構だと思うのですが、それ以外の地域に説明責任が成り立たないとすれば、やはり少し考えなければいけないのかなと。計画局長からお答えいただきたいと思います。

杉岡分科会長 実は、4人の意見が全部終わってから、もう一回、総括的に御質問いただく予定にしておりますので、今の横島委員の御質問に対する事務局の案は総括的なところで答えさせて - - それとも今.....。

横島委員 そろそろ時間だったものですから、そういう時間帯かなと思って申し上げたわけです。

杉岡分科会長 総括的な時間を設けておりますので、そのときをお願いします。

横島委員 それで結構です。

杉岡分科会長 それでは、東京都さん、ありがとうございました。

勝田技監 失礼いたしました。

杉岡分科会長 群馬県と東京都から御意見の開陳がございましたが、続きまして、当分科会に、ほかの公共団体からの意見等が出ておりますので、事務局から御説明をお願いします。

山本参事官 それでは、御説明させていただきます。

本日、群馬県及び東京都から工場等制限法に関する御意見を開陳していただいたわけですが、その他の県からも幾つか意見書が出てきております。簡単に御紹介させていただきます。

まず茨城県でございますが、茨城県に関しましては、既成市街地に関して、また工場が戻るのではないかと、それから、環境への配慮という観点から、基本的に制度を存続という要望でございます。

見直しの場合には、これは群馬県の方と基本的には同じ意見でございますが、現在ある近郊整備地帯、都市開発区域におけるもろもろの特別措置の堅持、それから、工場団地に関して、製造業以外の立地が可能になるような業種拡大というのが要望でございます。

続きまして栃木県でございますが、栃木県につきましては、受け皿となっております5つの都市開発区域について、やはり工場用地、これは分譲が進展しないという状況を踏まえて、首都圏全体のさらなる振興・発展を図る観点から、制限区域以外についても新たな産業政策をとということでございます。

群馬県については意見の御開陳がありましたので、続いて埼玉県でございますが、埼玉県については、先ほどの東京都の意見と同じでございますが、40年の経過の中で、社会情勢の変化で工場等制限法の存在理由が失われておるということで廃止の要望でございます。

千葉県につきましては、一極集中の問題は依然解決されていないということから、この見直しをするのであれば、東京一極集中の過度の集中を分散するための新たな制度、それから、多極法等の支援の拡充、そういったものの検討がないままに廃止というのを論ずるのは適当ではないということでございます。

次は神奈川県でございますが、神奈川県も東京都と同様、基本的に法目的は達成したということで廃止要望でございます。

それから、川崎市も同様でございます。

千葉市につきましては、この制度廃止を含む大幅な見直しの具体的な効果予測、どういったことに影響が出てくるのかということを考える必要があるということでございます。

それと、先ほど東京都の意見開陳のときに御紹介のありました、5都県市からの共同の要望書ということで廃止の要望が出てきておるということでございます。

以上、簡単ではございますが……。

杉岡分科会長 ありがとうございます。

(3) 工場立地の状況について

杉岡分科会長 引き続きまして、前回は資料説明がございましたが、今回、その補足説明ということで資料が提出されておりますので、工場立地につきまして簡単に説明してください。

山本参事官 それでは、資料3に基づきまして御説明させていただきます。

前回の分科会の議論でも、工場立地に関して、その影響を懸念する声があり、また、きょうの意見開陳にかかわる質疑の中でも、そのような声が非常に強かったと思います。それで、前回については、工場立地に関しましては簡単にしか触れておりませんでしたので、そのトレンド及びどういった影響が出てくるのかというのをある程度分析をしてみましたので、それを御説明させていただきたいと思います。

まず1ページ目でございますが、1ページ目の最初の表は、前回は全国の数だけ、5年平均をとったものを棒グラフであらわしておりました。これを全国と地方圏・東京圏・大阪圏という形で比較したものです。東京圏、大阪圏の範囲です。これは下に書いてありますが、東京圏の場合は東京・神奈川、大阪圏の場合は大阪・京都・兵庫ということでございます。実は、工場立地の方は県ベースでしか数字がとれないものですから、例えば、事業所数とか従業者数の場合、市町村ベースで展開できるのですが、この場合は制限区域ということをお考えますと、埼玉県は川口市のみということでございますので、統計の制約上、はずした形で整理しております。

それで、地方圏のトレンドを見ていただきますと、基本的には全国の動向と一致した感じで推移しておりますが、全体として言えば、全国的な立地件数はピーク時の4分の1、単年度ベースでは6分の1になっております。ただ、地方圏につきましては、これはシェアの方、下の表の比率のところでは地方圏を見ていただくと、工場立地動向調査のトレンドは、42年以降でございますが、9割前後をカバーしておるわけでございますが、58年のところから見ていただくと、前回説明しましたように、58年から工場等制限法は規制緩和の方に向かったにもかかわらず、むしろ、地方圏のシェアは90%を超えるという形で、高水準で推移してきたという実態がございます。

それでは、2ページ目に移らせていただきます。この工場立地が、どこを本社とする都

道府県から立地したものかというのを整理したものが2ページ目でございます、これは、移転先と移転後のところをクロスでわかるのは、統計上の制約がございます、55年からでございますので、55年からの数字をとっております。これは前のページと同じように単年度でとりますと、かなり景気によってぶれるということで、3年間の平均という形でとっております。それで、昭和55年から57年、平成元年から3年、平成10年から12年ということでございますが、3年の累計でとっております。平成12年というのは直近でございます、過去のボトムということでございます。平成元年から3年までは、全国総数では昭和44年に最高のピークがあるわけですが、第2次ピークとして平成2年がピークでございましたので、バブルのころのピークの前後3年、それから、当初とれる55年から57年の3年ということを見ていきますと、地方圏に立地した企業のうち、同一県内に本社がある工場数のシェアとしては、少しずつふえてきている。69.6、67.4、73.8ということで、むしろふえてきているということが言えますし、逆に東京圏を見ていただければ、全体として減っておると言えるかと思えます。

それで、3ページにまいります、工場立地については、どういう理由でそこに工場立地をしたのかということで、直近3年の数字につきまして、工場立地動向調査の方で理由を書くところがございます、これをクロスしたものでございます。これは、3つ以内の複数回答ということでございますが、工場立地の選択理由で一番大きいのは、やはり用地が確保できるかどうかということ、それから、地価がリーズナブルであるかどうかということが大きく言えると思えます。その中で、制限区域を含む府県と地方圏というものを分けておりますが、どちらも高いのですが、より相対的に比較して言うと、やはり地方圏の方が、用地の確保、地価の面については、選択理由として高くなっているということが言えようかと思えます。

3番目以降に上がるのは2つほどありまして、1つは、市場であるとか、関連企業であるとか、本社であるとか、要するに、入り口である原材料、出口である消費者、関係者とのアクセス、近接性というのがかなり大きな部分と、労働力の確保というものがございます。あと地方圏に特有な、大きな選択理由となっているものとしては、やはり地元の地方公共団体の助成・協力と熱意ということで、これは、全国では6番目でございますが、地方圏については4番目、9.3%という高い数字になっております。

4ページ目でございます。11年3月の規制緩和につきまして、前回の質疑の中でも件数についてお話をさせていただいたわけでございますが、それにつきまして、どういった

理由で新增設したのかを調べることによって、今回、抜本的な見直しをしたときの影響が図れるのではないかとということで整理したものでございます。

前は 12 年 11 月末までしか手元に数字がなかったものですから、今回は、13 年 3 月までのもので、それぞれ地元の県・市にお問い合わせした結果ということでございます。31 件ほど新增設があったわけですが、新設が 5 件に対して増設が 26 件という形で、やはり新たな展開という形で、同じ敷地の中に増設をするというのが 6 分の 5 ということでございます。それから、新設は 5 件だったわけですが、新設 5 件のうち、制限区域の外から内へ立地したものはございませんでした。

それで、3 番目のところに書いてあるのは、制限法の緩和がなかったとしたらどうしただろうかとということでございますが、この不明という 8 件を除いた 23 件について言いますと、15 件、約 3 分の 2 の企業については、制限制度の緩和の有無にかかわらず、これは許可を申請することによって許可されていたであろうということで、計画どおり新增設したいと思っていたということです。

ただ、結局、許可が要らなくなったわけですから、実際、許可を受けるまでに、事前相談から含めて言えば、6 カ月ないし 1 年ぐらいのスピードアップにつながったという効果はあったということでございます。

残りの 3 分の 1 の企業については、制限制度の緩和の結果、全くあきらめるつもりだったものを計画どおりやった、もしくは、制限制度があるので面積を小さくしようと思ったのを、計画どおりの建設ができたというのが 3 分の 1 ということでございます。

それから、本件 31 件につきましては、制限制度有無にかかわらず、制限区域外ないしは海外に移転するというものはございませんでした。

次は 5 ページ目でございます。特に海外への事業展開のことに关しましては、前回、上の方の表につきまして述べさせていただいたわけですが、上の表の数字では、海外生産比率なり生産額ベースでしかわからないということで、どれくらいの企業が海外の方に展開しているのかイメージがわからないということもあったものですから、統計上の制約はあるんですが、あえて整理をしてみました。

それで、工場立地動向調査の方で、東京圏、大阪圏、地方圏に本社がある企業が地方圏に立地した数、これと完全に母数が一致するかどうかは別といたしまして、海外進出企業総覧というデータがあるわけございまして、これは、上場企業、未上場企業約 6,000 社をカバーしているような統計でございます。これにつきまして、この 6,000 社の企業のう

ち海外に立地した工場について、要するに、20%以上の出資比率を持つ製造部門の工場を出したところということで、本社所在地別に当たったところ、東京圏 52 件、大阪圏 26 件、地方圏 42 件という数字が出ておりまして、全国の立地件数トータルで言いますと、要するに、地方圏に立地する割合が 8 に対して、海外に 1 の割合で進出している。

ただ、東京圏本社、大阪圏本社の企業で見ますと、それぞれ 3 対 1、2 対 1 という形で、海外に展開する率が非常に高くなっておりまして、地方圏にある企業は、まだそのまま地方に残っているものが多いという意味で 19 対 1 ということですが、今後の動向によっては全国平均、それから、東京圏、大阪圏というようなところまで高まっていく可能性も十分あるということですが。前回、工場立地については、相当、皆さんの懸念もあったものですから、大体、どのような現状であるのか、それから、工場等制限法を抜本的に見直した場合にはどういった動きが出てくるのだろうかということ、選択理由なり、今回の緩和の結果というものを分析した結果を御参考までに御説明させていただきました。

澤井都市・地域整備局長 端的に申しますと、今までの御議論の中で、かなり制限法を緩和したときに、地方に行っていたものが戻ってくるとか、あるいは、こちらで立地できないから出ていくということはある前提の御議論だったと思うんです。私どもも、法律の目的自身は大都市の環境集中の抑制ということであって、決して、分散ということを目指しているわけではありませんけれども、そういう法律が 40 年間、社会にあって一定の作用をしてきた。そのときに、そういう作用を取り除いたらどういった社会的なインパクトがあるかということは無視してはいけないという観点でこういうことを調べてみたわけです。

それで、最初に言いましたように、これはずすと戻ってくる、あるいは外に出なくなるということがあるかどうかという目で見ますと、端的に言えば、どうもそういう現象が最近ではないということと理解せざるを得ないというので資料を出しております。

言ってみると、東京あるいは大阪と地方との取り合いというものがあるのではなくて、こういう制限を緩和して、先ほどありました、自由度を高めることによって、その制限がなかったであろう投資、新しい設備投資が起きるといの方が主流ではないかという意味で御説明をしたということになります。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

(4) 総括審議

杉岡分科会長 これでは、4人の方々の意見の御開陳と、その他の公共団体の意見が出尽くしたわけですが、余り時間がございませんけれども、それを踏まえて、なお総括的に御審議というか、御意見がございましたらお願いします。

先ほど、横島委員から総括的な質問が出ましたので、まず事務局の方からお答えいただきたいと思います。

小峰国土計画局長 国土計画局長でございますが、国土政策全般との観点について御説明をしたいと思います。

今回、工場等制限法の抜本的な見直しをお願いしているわけですが、これは国土政策全体が、これまでの集中を抑制して分散を図るという方針を大転換したというわけではございません。やはり過度の一極集中を是正して、発展機会を全国に均等に広げていくというポリシー自体は変わっておりません。

その中で、今回見直しをお願いしておりますのは、全体として、大学ですとか工場に対して、かなり強い制限をするということが、それほど有効な手段として機能しなくなっている時代になっているのではないかと、このことを背景にしておるわけでございまして、それ以外の誘導的な措置、過度の集中を是正するための誘導的な措置、例えば、大都市圏整備計画に基づきます措置ですとか、業務核都市の整備ですとか、こういった措置は、依然として継続をしていくという姿勢でございます。

逆に言いますと、今、都市・地域整備局長からも御説明がありましたように、この工場等制限法を仮に廃止したといたしましても、大学の背景になる少子化の状況ですとか、工場そのもの、製造業そのものが、それほど、これから工場がどんどん建つような時代ではないといったことを考えますと、廃止しても、一極集中がまた加速をするということは想定されないのではないかと、この判断に基づいて、こういった検討をお願いしているということでございます。

したがって、首都機能移転につきましても基本的なスタンスは同じでございまして、地方の活性化を図っていく、または過度の一極集中を是正するという観点から、首都機能の移転ですとか、我々がやっております行政機関の移転ですとか、地方分権も入りますけれども、そういったものは重要な意義を持っているということでございます。しかし、首

都機能の移転につきましては、候補地の選択について、既に国会に委ねられているということでございますので、これは、我々はその国会の審議に協力をするというスタンスでございます。

澤井都市・地域整備局長 先ほど申し上げたことも、若干、そのお答えのつもりもあったのですが、繰り返しになりますけれども、この工場制限法というのは、あくまでも東京・大阪の既成市街地の過度の人口の集中抑制、環境の保持ということにある。逆に、分散を図るための法律ではないということは、当然、御承知のこととは思いますが。

ただ、だからといって、その観点だけで議論していいと私どもも思っているわけではありませんで、機能してきたものを廃止したときに、どのような社会的インパクトがあるかということは、データのある限り、きちんと見きわめなければいかんだろう。見きわめた上で、必要な場合にはきちんと対応しなければいかんというふうに考えているということ、まず申し上げたいと思います。

その上で、いろいろなデータを探しまして、最近の例も調べまして、先ほどの制限緩和した区域でどういうことが起きたかとか、あるいは今の工場立地はどういう理由で行われているかとか、そのあたりを、資料を整理して先ほど御説明したということでもあります。

結果、少なくとも最近の動向では、制限がなくなれば何が起きるかという、まず起きるのは内発的な設備投資の追加であろうと。今まで首都圏から出て行った工場が首都圏に戻ってきて、何かまたつくるとい時代ではないだろう。それから、制限がなければ、そこで投資を断念するというのは一般であって、制限のないところに行って展開しようという動きも余りなさそう。ただ、これは2年間程度の短期の観測ですから、それがすべてだと言っているつもりはありません。

ただ、31件とか23件というのは、きょうお配りした資料の1ページでござんいただいたもおわかりのとおり、1年間の東京圏の - - あれは1,000平米以上の工場立地件数ですけども、大体30件程度ですので、かなり全数に近い数字かなと。5割から全数ぐらいのウエートのある数字ですから、そんなにおかしな比較ではないと思っておりますが、そういう見きわめもした。

よって、言葉は悪いですがけれども、東京対地方の取り合いということよりは、日本全体での設備投資の追加が起きるかどうかというふうに見た方が、どうやら、社会現象としては近いのではないかというふうに私どもも思っているということでございます。

そういう前提で考えますと、先ほど、ざっと御紹介いたしました各県の御意見につきま

しても、もちろん、お立場によって御懸念の点はよくわかりますし、当然のことだと思いますけれども、そういった実態も含めて、もう少し私どもの方で、お許しいたいて各県とも議論を深めたいと。やはり想像で、これをやると多分こうなるだろうということであるいろいろな施策をとるといってもなかなかいきませんので、どうなるだろうかということの見きわめをできるだけしながら、そういった特別の対策が必要かどうかということを含めて、さらに議論を深めたいなど今思っているということ率直に申し上げたいと思います。

なお、先ほど国土計画局長からもお話がございましたが、今回は、この制限が、言ってみますと、自由な経済行為を行政の許可という仕組みでばさっとコントロールするという非常に強烈的な制度です。これは、人口が1年間に十何パーセント、二十何パーセントふえた時代にできた制度で、非常に強烈的な制度でありまして、こういうことまでしてやる時代かどうかという手段と目的の関係だけで我々は考えておりまして、国土全体の秩序ある発展という政策は普遍である。それは全くいじらずに、その手段として最も強烈的な - - 最もというか、恐らく、唯一強烈的な手段だけをはずして、全体として税制を含む誘導制度等は、極力、今のまま維持したいということがもう一つございます。

そんなことで、ぜひ、さらにこの実態なり、実態の予測を含めた議論を深めさせていただいて、公共団体とも、できるだけ認識を一致させていきたいと思っております。

以上でございます。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

あと何か.....。

横島委員 一言だけ、短い時間ですが。

今のお2人の局長のお話を伺っていて思いますのは、最近の高速道路整備論と非常によく似ていまして、都市再生で都市の部分に集中的に入れるということと、43都道府県知事が、地方道が必要だからつくってくれと、こういうふうな争いごとに私は聞こえてならないんですよ。呼び戻しといっても、出ていったものが、同じものが帰ってくるのが呼び戻しじゃなくて、出られなかった、進出できなかったものが出て行くんだと。これは、産業創出上、非常に有効な措置かもしれないけれども、やはり、それも呼び戻しであることは間違いないわけですから、東京及びその首都圏と近畿圏において、そのような力を持つということは、それ以外の日本全土への地域影響があるのだという御認識をもうちょっと持っていて、その他の措置を具体的に提示しないと、他の地域に対する説明責任は

成り立たないのではないかと懸念するわけです。

だから、制度上、法律上の解釈は幾らでも言えますけれども、それでは、そのとおり言って他の地域が納得するかどうかについての最大配慮をしてほしいというのが私の条件なんです。

一つ言うと、今、大学は独立法人化でてんやわんやの再編・統合論なんです。それで今、国立大学が分裂して地方大学と一緒にになるとか、あの大学は廃校になるというような大騒ぎの再配置計画の中へこれを持ち込んだときに一体どうなるかというのは、極めて特殊な時期なんです。そのことについて、産業の再配置と同時に大学の再配置が入ってくるとすれば、文部科学省との意向調整はどうなっているのか、そのところも、最後に一つだけ確認しておきたいのですが、いかがですか。

澤井都市・地域整備局長 この議論を始める過程で、文部科学省とも並行して議論をしております。基本的には、これから、さらにまだ議論しなければいけない前提で申し上げますと、感触的には、先ほど言いました手段としてきつ過ぎるというあたりの基本的な御理解はいただいていると思います。

ただ、大学をどういうふう配置していくかということについては、むしろ大都市集中論とは別に、文部行政の中できちんと対応いただけるというお話も賜っております。

それから、全体につきましては、私、制度の目的がそうだから考慮しないということも申し上げているつもりは全くありませんで、逆で、そういう意図せざる部分でも、社会的インパクトがあればきちっと対応したいというのが、まずスタンスでございます。その上で、実際、どのようなインパクトがあるかという議論こそが大事だと思うんですね。

そうなりますと、例えば、手段としてきつ過ぎるから制度の廃止はやむを得ないけれども、何かインパクトがあれば対応する。そのインパクトは何かというふうに議論の土俵を、ある意味では明確にした上で議論を深めるということかなというのが、いろいろな分析結果の、今、私どもが持っている認識でございます。

今、横島先生がおっしゃることもよくわかります。また、よろしく願います。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

今までの御議論を聞いて、加藤先生、いかがですか。

加藤教授 さまざまな制限撤廃に関しましては御懸念があるようでございますけれども、工場に関して申し上げますと、こちらに制限区域をお書きいただいております。しかしながら、これは区域ではございません。というのは、先ほど申し上げましたように、工業系

の地域、ここが制限法との関係になるわけですね。住宅系で、先ほど委員の方もさまざまな御懸念があって、もし住宅系であるならば、工場を拡大しようにも拡大できない。住宅系に工場があって、それは既得権だけで細々とやっているわけです。建て直しも全くできないわけです。その建物が倒れてしまったら、もうそこで工場はできないという、そんな状況になっております。

それで、先ほど東京都の方からは、東京都内で工業系は9%あるとおっしゃっていましたが、実は、その9%の中の半分ぐらいは第二種特別工業地区が相当あると思います。そうしますと、数パーセントの地域をプロットしていただくと、どこに何があってということと議論が深まるのではないかと思います。そうしませんと、これが全体でいろいろな問題、ここにいろいろなものが集中してくるなというふうにお考えいただいておりますけれども、それとは、全く現実とは違うんだということでございます。

それと同時に、東京都というお話でございますけれども、実は、制限法の規制、いろいろな問題があるのは神奈川の方でございます。川崎、横浜には、今回の除外区域以外に大規模な工場が点在しております。東京ではほとんどございませぬ。その地域の周辺との地域経営といいますか、地域経済を考える上で、その企業が抜けた場合にどうしようかという問題に直面しております。そういったところも、やはりプロットして、それがどういう問題を抱えておるかということ整理していただくと、今回の議論も深まるのではないかと考えております。

必ずしも御懸念の部分は、私は、工場の部分ではないような気がしております。それよりも、現実的な問題としましては、隣も工場だ、ここも工場だ。隣が転出していったときに、それならば少し隣を買ってというケースはあるような気はいたします。そういうケースがあるだけで、ほとんどは現在と変わらない。それよりも、ぜひとも工場の側の、自由な、創造的な仕事ができるような体制づくりをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

いろいろと御意見があろうかと思いますが……。

石川委員 ちょっと質問してよろしいですか。

杉岡分科会長 どうぞ。

石川委員 簡単に言いますが、今、整備局長さんの話を聞いておりますと、これは、工場制限の法律を廃止したいということの審議会でしょう。

澤井都市・地域整備局長 あり方をどうするかという御議論です。

石川委員 これから都道府県の意見を聞いてどうのこうのというと、私は、それをもしやる必要があるのなら、我々の会議はもっと後でもいいんじゃないかなという感じがするんですが、何か、中途半端な、余り時間がなくて、忙しくて、これでおしまいというような - - - - これは、これでおしまいにするんですか。まだ継続するんですか。

澤井都市・地域整備局長 言葉足らずで申しわけございません。審議をやっていただく上で、公共団体の御意向は大事だろうということで、とりあえず、余りこちらからも十分な情報をお示ししないままに御意見を承ったわけでございます。

石川委員 継続するんですね。

澤井都市・地域整備局長 します。

石川委員 それならいいけれども.....。

澤井都市・地域整備局長 それを深めた上で、その深めた結果を、こちらにまた御議論の材料として出させていただいて、そこで御議論いただきたいということです。

石川委員 それから、もう一つ申し上げたいのは、首都機能との関係というのはあると思うんですね。そのお話については、何だか、国会にお任せするというような発言だと随分 - - 私は、首都機能の移転なんていう問題は、非常に政策的に大きな問題だと思うんですよ。それで、今の国会の中にお任せすると、見ていると、私は委員ではありませんけれども、最初からぶん取り合戦ですよ。首都機能のこっちをやるからと言うと、東京都の方はこれではだめだ、片方ではこっちへ持ってこいと、あれじゃ、いつまでたっても決まりませんよ。どうなるのかわからない。

だから、どこか根幹があって、そこで一つの国家の、大きな 21 世紀のあり方として政策的にポンと出して、これを審議するというのならいいけれども、何か、キャッチボールをやっているような感じがするんですね。

それから、誤解があるといけませんので、首都機能移転は、東京都が抱えて放さないというエゴイストは絶対ないですよ、少なくとも私は。そうじゃなくて、私は一政治家として、あの問題のプロセスを見た場合、実に、最初にまず首都機能ありきの国会決議から始まっているんです。こんなでたらめはないですよ。審議もしないで国会決議、12 月 31 日近く、年末の最後の本会議でパーッと決めて - - 実は金丸さんが提案したんですけれども、パーッと決めて、そこからスタートして委員会。それで委員会も東京都の議員さんは 1 人しか入っていない。あとは全部他県の人。それじゃ、議論なんていうのは傾いちゃい

ますね。そういうアンフェアみたいなところがあるんです。

だから、ああいう政策は政策として、いい悪いは抜きにして、100兆円もかかると言われているんだから、もっと堂々と大いに時間をかけて徹底的にやらないと、先ほど言ったように、何か、東京都がそれを放さないんだと。これもよこせと言って、東京都が欲張りの固まりみたいに思われるのは、若干、私は心外であるので、ちょっとつけ加えておきたいと思います。

クリスティーヌ委員 今までのお話で、均等に分散するという形で日本全国にチャンスを与えるという中で、バブルがはじけてから地方の自治体は、とにかく、本当に大変な思いをしながら地域の活性化を図って、こういう条件ありの中でやってきているわけなんです。それを、こういうルールを途中で撤廃したり、また変えることによって、本当の意味での - - 先ほどフェアネスという話がありましたように - - フェアネスが欠けてくると思うんですよ。

本当にいろいろな形で模索して、一生懸命、地域づくりをしてきたところに、今度、こういうことによって、例えば小さな産業でも、また東京や大都市圏に戻ってきたときに、せっかく地方に行っていた産業や小さな工場が - - ある意味では、中央にあこがれてくるわけですから、東京や他の大都市で持てるなら持ちたいという気持ちがあるわけですが、あえて土地が高いということを出ていったものが、うちの会社だったらここでたたくんで、もう一回、東京へ戻ってみようよという例はたくさん出てくると思うんです。そうすると、地方都市、今まで、本当に大変な思いをしてきたところ、一生懸命やっていたところが、本当の意味でのフェアネスが得られるのかどうかということが、私が一番心配するところです。

澤井都市・地域整備局長 繰り返しになりますが、2つ申し上げますと、1つは、フェアネスと言う場合に、本来、自由な経済活動を、ある時代の非常に強烈な集中現象ということを目の当たりにして、恐らく、憲法違反議論にならんかどうかということも検討した上でできた法律であるということで、そういったものは今、どうあるべきか。むしろ、先ほど来、先生方がおっしゃっているような自由度を高めるという時代ではないか、フェアネスという意味では、というのが1点。

さはさりながら、これも先ほど言いましたけれども、今まで社会的に機能してきたものをぼこっと重石をはずすわけ。はずしたときに何が起こるかということは、私ども行政責任者としてきちんと見なければいけないと思ひまして、十分なデータはありませんが、

見たのは、例えば先ほど追加的に説明した4ページに、少なくとも平成11年3月から13年3月まで、緩和されてから2年間の間には、外から制限区域に戻ってきたものは1件もない。むしろ、先ほどお話があったように、隣に増設するようなタイプの増設が非常に多いということまで、私どもは今把握したところだと。こういったことを含めて、個別の公共団体の皆様方とも、もう少しその辺の具体的なレベル - - 多分こうなるだろうという想像レベルではなくて、具体的レベルで議論を深めたいということ为先ほど申し上げた次第でございます。

クリスティーヌ委員 もう一つ見ていただきたいのは、今回のテロ事件で、これから社会も大きく変わると思うんですね。ですから、今出していただいた例は以前の例であって、こういう世界的な影響力のある事件が起きる前の例だと思いますので、恐らく、テロのことから考えてみると、集中していくということに対する感覚を、どういうふうに企業側の方から考えていくのかということも含めた形で考えなければいけないのと、あとは、アジアやほかの国に出かけていった産業でも、今は外にいることが怖いから戻りたいという動きもでき始めているみたいですので、そういう意味でも - - もちろん占い師ではないわけですから、先取りすることは難しいとは思いますが、今の世界情勢ということ踏まえた上でも考えられた方がいいのではないかなという感じがいたしました。

澤井都市・地域整備局長 かなり難しい御注文かと思いますが、ちょっと検討してみたいと思います。

河野委員(代理) 今回の議論というのは、42年間の期間が何であったのかということだと思えるのですが、やはり、この40年間の一番の変化というのは、僕はグローバル化だろうなど。それで、企業が日本の中で競争するという世の中から、本当に世界じゅうの会社を相手にしてビジネスで生き残っていかなければならないという - - 大学も、昨今は数千名規模でアメリカとかの大学に行く高校生も出てきておりますので、そういう意味では、企業も大学も、非常にグローバル化の波に洗われた40年間ではなかったか。

そういう中で、やはり今回のこういう法律というのは、私もこの問題を聞くまでは、余り認識はなかったのですが、非常に時代錯誤の法律だろうなど。それで、経営者は今、ぎりぎりの経営を強いられておまして、その中で、本当に自由な経営の自由度というものを、やはりちゃんと持たせるべきではないか。それは、大学であろうが、企業であろうが同じではないでしょうかということをお思います。

それで、最後に1点だけ、横島委員もおっしゃられたように、ある部分、はしごがはずれたような状態になった地方の団地等に対して、それは私は、どちらかという行きようがないと思うんですね、今、企業の経営者が。ですから、よっぽどすばらしい人材が、群馬県とかそういうところにいるんだと。それで、ある部分はやや安価な、非常に高いレベルの人材がいることで、アジア、中国とかベトナムよりも勝てるんだと、そういう観点も一つは、観点としては必要なんじゃないかなということを感じました。

杉岡分科会長 ありがとうございます。

今、首都圏分科会でやっておりますけれども、これは近畿圏整備分科会でも同じような議論をしているわけですね。その辺はどうですか。簡単に。

山本参事官 近畿圏につきましては、先週の11月2日に「近畿圏整備分科会」が開催され、工場等制限制度の今後のあり方について審議が行われました。

それから、また来週の13日には、本日の首都圏分科会と同様に、学識経験者及び地方公共団体から意見陳述をいただくことになっております。この意見陳述につきましては、本日正午までの状況で申し上げますと、近畿圏の地方公共団体からの意見陳述は大阪府のみ。それから、書面による意見提出については、京都府、京都市、大阪市、神戸市が提出の意向というふうに聞いております。

杉岡分科会長 わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、大分時間もオーバーいたしました。本日の御意見、とりあえず、一応出尽くしたのではないかと考えております。したがって、本日の議事をここで終了させていただきまして、これからの進行を事務局の方にお任せしたいと思います。

なお、本日提出されました各公共団体の意見等につきましては、先ほど都市・地域整備局長からもお話がありましたように、まだまだ議論が詰まっていないような状態でございます。これからも、なお公共団体と意見を詰めていただくということで、現段階におきましては各公共団体からの意見書等については未公開ということにさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

清水企画課長 長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

なお、次回の分科会、すなわち第4回の分科会でございますが、先ほど申し上げましたように、関係地方公共団体と十分議論をさせていただきまして、また、その他必要な検討

を行わせていただいた上で、開催日程等について調整して御連絡をさせていただきたいと考えております。師走のお忙しい時期になろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

閉 会